

ヘッジ会計④

ヘッジ会計の中止と終了

金融調査部 研究員 斎藤航

ヘッジ会計は、ヘッジ手段とヘッジ対象の間にヘッジ会計の要件が満たされる場合に適用します。そのため、ヘッジの有効性が認められなくなったときや、ヘッジ手段またはヘッジ対象が消滅したときには、ヘッジ会計の適用を中止または終了する必要があります。第17回では、ヘッジ会計の中止と終了について見ていきます。

ヘッジ会計の中止

第15回で説明した通り、ヘッジ会計はヘッジ手段とヘッジ対象の間にヘッジ会計の要件が満たされる場合に適用します。そのため、次の事態が発生した場合には、ヘッジ会計の要件を満たさなくなるので、ヘッジ会計の適用を中止する必要があります¹。

- ① 当該ヘッジ関係が企業のヘッジ有効性の評価基準を満たさなくなった
- ② ヘッジ手段が満期、売却、終了または行使のいずれかの事由により消滅した

これらの場合には、上記の事態の発生時点でヘッジ会計は中止されているため、それ以降は、ヘッジ対象とヘッジ手段の損益を損益計算書に計上する時期を一致させる特殊な取扱いを適用しません。①では、ヘッジ手段はまだ残っていますが、ヘッジ会計の中止以降のヘッジ手段に係る損益または評価差額は、繰り延べず発生した会計期間の損益計算書に計上します。

そして、ヘッジ会計の中止時点までのヘッジ手段に係る損益または評価差額は、ヘッジ対象に係る損益が認識されるまで繰り延べます。原則である繰延ヘッジ会計を考えるとわかりやすいですが、繰延ヘッジ会計はヘッジ手段の損益計上時期をヘッジ対象の損益計上時期とあわせるという特殊な会計処理でした。ヘッジ会計の中止では、ヘッジ対象はまだ残っており、ヘッジ対象の損益計上時期とあわせるため、ヘッジが有効であった期間のヘッジ手段の損益は引き続き（ヘッジ対象に係る損益が認識されるまで）繰り延べると考えられます。

なお、ヘッジの目的が債券、借入金等の利付金融商品の金利リスクをヘッジするものであった場合において、ヘッジ会計の適用中止の時点まで繰り延べていたヘッジ手段に係る損益または

¹ 今回は、説明の便宜上、ヘッジ会計は繰延ヘッジ会計を想定しています。

評価差額は、ヘッジ対象の満期までの期間にわたり（金利の変動によりヘッジ対象に係る損益が認識されていくと考え）、金利の調整として損益に配分します（[補論1](#)参照）。

ヘッジ会計の終了

ヘッジ対象が消滅したときは、そもそもヘッジ会計を適用する対象がなくなってしまうので、ヘッジ会計の適用を終了する必要があります。ヘッジ会計の終了時点で繰り延べられていたヘッジ手段に係る損益または評価差額は当期の損益として処理します。原則である繰延ヘッジ会計を考えるとわかりやすいですが、ヘッジ対象が存在しなくなるので、ヘッジ手段の損益計上時期をヘッジ対象の損益計上時期とあわせる必要がなくなり、ヘッジ手段の損益を繰り延べる必要がなくなるので、繰り延べられていたヘッジ手段に係る損益または評価差額を当期の損益として処理するものと考えられます。

ヘッジ会計の中止が、ヘッジ対象が引き続き存在している場合においてヘッジ会計の対象とすべきヘッジ関係が存在しなくなったケースであるのに対し、ヘッジ会計の終了はヘッジ対象が存在しなくなったケースを指すという違いがあります。ヘッジ会計の中止と終了についてまとめると図表1のようになります。

図表1 ヘッジ会計の中止・終了のまとめ

	該当ケース	中止・終了時点までの繰延ヘッジ損益の会計処理
ヘッジ会計の中止	・ヘッジ関係がヘッジ有効性の評価基準を満たさなくなった ・ヘッジ手段が消滅した	ヘッジ対象に係る損益が認識されるまで繰り延べる
ヘッジ会計の終了	・ヘッジ対象が消滅した	当期の損益として処理

（出所）企業会計基準委員会「金融商品に関する会計基準」などより大和総研作成

補論で、ヘッジ会計の中止・終了それぞれの具体的な会計処理例を説明しています。

今回は、ヘッジ会計の一種である金利スワップの特例処理について見ていきます。[第13回](#)で説明したように、金利スワップはデリバティブに該当するため、通常、毎期末に時価評価を行わなければなりません。しかし、要件を満たす場合、金利スワップを時価評価しない会計処理が認められており、金利スワップの特例処理と呼ばれます。次回詳しく説明します。

（次回予告：第18回 ヘッジ会計⑤）

補論1：ヘッジ会計の中止の会計処理例

A社がB社発行の固定利付社債（満期：X6年度期末）をX1年度期首に購入し、これをその他有価証券に区分したとします。同時に、当該社債の金利変動による価格変動リスクをヘッジするため、固定金利で支払い・変動金利で受け取る金利スワップを締結しました。第16回で説明したように、固定金利で支払い・変動金利で受け取る金利スワップ（ヘッジ手段）を用いることで、金利上昇による社債（ヘッジ対象）の価格下落リスクをヘッジすることができることからヘッジ会計の要件を満たすことを確認し、繰延ヘッジ会計を適用しました。その他有価証券、金利スワップの時価はそれぞれ図表2のように推移したとします。なお、その他有価証券は全部純資産直入法により会計処理するとします²。

図表2 会計処理の前提条件（単位：円）

	その他有価証券	金利スワップ
X1年度期首	10,000	0
X1年度期末	9,000	1,000
X2年度期末	6,000	2,500

（注）その他有価証券の時価の変動はすべて金利上昇による影響とします。

（出所）大和総研作成

X1年度期末のヘッジ有効性比率³は $1000/1000 = 100\%$ でヘッジは有効と判断されました⁴。しかし、X2年度期末のヘッジ有効性比率は $2500/4000 = 62.5\%$ であり有効性比率が80%から125%の範囲になくヘッジは有効ではないと判断されました。そのため、X2年度期首に遡りヘッジ会計の適用が中止されたとします。

① X1年度期首

【その他有価証券の購入】

その他有価証券を10,000円で購入するため、借方にその他有価証券10,000円を資産の増加として計上し、貸方に現金10,000円を資産の減少として計上します（その他有価証券の購入のために現金を手放すため）。

（借方）		（貸方）	
その他有価証券	10,000円	現金	10,000円

² 会計処理例を簡単にするため、税効果会計は考慮していません。

³ ヘッジの有効性比率は、「ヘッジ手段の時価変動額の（ヘッジ取引開始時から有効性判定時までの）累計額」を「ヘッジ対象の時価変動額の（ヘッジ取引開始時から有効性判定時までの）累計額」で割って求めます。

⁴ ヘッジの有効性の判断、および、有効性比率については、第15回を参照してください。

【金利スワップの締結】

金利スワップはX0年4月1日では時価が0であるため、その締結に伴う仕訳はありません。

② X1年度期末

【その他有価証券の時価評価】

X1年度期末におけるその他有価証券の時価は9,000円であるため、購入時との時価評価差額は「-1,000円(=時価9,000円-取得価額10,000円)」となります。時価評価差額がマイナスであるため、借方に「その他有価証券評価差額金」の科目を用い純資産の減少として計上します(第11回参照)。同時に、それに対応する形で、貸方にその他有価証券を同額計上しその他有価証券の帳簿価額を減らします。

(借方)		(貸方)	
その他有価証券 評価差額金	1,000円	その他有価証券	1,000円

【金利スワップの時価評価】

第16回で説明したように、繰延ヘッジ会計を適用しているため、ヘッジ手段である金利スワップの損益計上をせず、損益にあたる額を「繰延ヘッジ損益」という科目を用い、純資産に計上することで、損益を繰り延べます。時価評価差額は「1,000円(=時価1,000円-締結時0円)」です。

(借方)		(貸方)	
金利スワップ	1,000円	繰延ヘッジ損益	1,000円

③ X2年度期首

【その他有価証券の時価評価の戻し入れ】

第11回で説明したように、その他有価証券は、貸方(借方)に計上していたその他有価証券評価差額金を借方(貸方)に戻す洗い替え方式による仕訳を翌期首にて行います。つまり、X1年度期末の仕訳と逆の仕訳を行います。

(借方)		(貸方)	
その他有価証券	1,000円	その他有価証券 評価差額金	1,000円

【金利スワップの時価評価の戻し入れ】

金利スワップも同様に X1 年度期末の仕訳と逆の仕訳を行います。

(借方)		(貸方)	
繰延ヘッジ損益	1,000円	金利スワップ	1,000円

④ X2 年度期末

【その他有価証券の時価評価】

X2 年度期末におけるその他有価証券の時価は 6,000 円であるため、購入時との時価評価差額は「-4,000 円 (=時価 6,000 円 - 取得価額 10,000 円)」となります。

(借方)		(貸方)	
その他有価証券 評価差額金	4,000円	その他有価証券	4,000円

【金利スワップの時価評価】

金利スワップは図表 2 より時価が 2,500 円なので、資産の増加として借方に金利スワップを 2,500 円計上します。X2 年度期首にヘッジ会計の適用が中止されているので、それまで (X1 年度期末まで) の繰延ヘッジ損益は引き続き繰り延べるため、②と同様に、繰延ヘッジ損益 1,000 円を貸方に計上します。X2 年度中の評価損益「1,500 円 (=X2 年度期末の時価 2,500 円 - ヘッジが有効だった X1 年度分の繰延ヘッジ損益 1,000 円)」は当期の損益として、貸方に「スワップ評価損益」という科目を用い計上します。

(借方)		(貸方)	
金利スワップ	2,500円	繰延ヘッジ損益	1,000円
		スワップ評価損益	1,500円

【繰延ヘッジ損益の配分】

ヘッジの目的が債券 (利付金融商品) の金利リスクをヘッジするものであったため、ヘッジ会計の適用中止の時点まで繰り延べていたヘッジ手段に係る損益または評価差額は、ヘッジ対象の満期までの期間にわたり、金利の調整として損益に配分します。ヘッジ会計が中止した後 (X2 年度期首) から満期 (X6 年度期末) までの 5 年間のうち、X2 年度の期間 1 年分の、「200 円 (=繰延ヘッジ損益 1,000 円 × 1 年⁵ ÷ 5 年⁶)」を損益として計上します。金利の調整として損益配

⁵ X2 年度期首～X2 年度期末。

⁶ X2 年度期首～X6 年度期末。

分するため、「有価証券利息」という科目を用い、貸方に200円を収益として計上します⁷。

(借方)		(貸方)	
繰延ヘッジ損益	200円	有価証券利息	200円

補論2：ヘッジ会計の終了の会計処理例

C社がD社発行の固定利付社債をX1年度期首に購入し、これをその他有価証券に区分したとします。同時に、当該社債の金利変動による価格変動リスクをヘッジするため、固定金利で支払い・変動金利で受け取る金利スワップを締結しました。その他有価証券と金利スワップの間でヘッジ会計の要件を満たすことを確認し、繰延ヘッジ会計を適用しました。その他有価証券、金利スワップの時価はそれぞれ図表3のように推移したとします。なお、その他有価証券は全部純資産直入法により会計処理するとします⁸。

その後、C社が当該社債を売却し、ヘッジ会計の適用を終了したとします。なお、説明の便宜上、売却はX2年度期末に行われたものとします。

図表3 会計処理の前提条件（単位：円）

	その他有価証券	金利スワップ
X1年度期首	10,000	0
X1年度期末	9,000	1,000
X2年度期末	7,500	2,500

(注) その他有価証券の時価の変動はすべて金利上昇による影響とします。

(出所) 大和総研作成

[補論1](#) (図表2) と補論2 (図表3) でX1年度期首からX1年度期末までのその他有価証券、金利スワップの時価変動は同じに設定しているため、

⑤ X1年度期首 ⑥ X1年度期末 ⑦ X2年度期首

はそれぞれ[補論1](#)と同じ仕訳になります (⑤は①、⑥は②、⑦は③と同じ仕訳です)。

⑧ X2年度期末

【その他有価証券の売却】

X2年度期末にその他有価証券を売却したため、貸方に資産の減少として計上します。売却価格は時価(市場価格)の7,500円であるため、現金7,500円が手に入ると考え、借方に現金7,500

⁷ この仕訳をX3年度期末、X4年度期末、X5年度期末、X6年度期末においても行います。

⁸ [補論1](#)と同様に、会計処理例を簡単にするため、税効果会計は考慮していません。

円を計上します。その差額「-2,500円 (=時価 7,500円 - 取得価額 10,000円)」は売却損となるため、損失として借方に計上します。

(借方)		(貸方)	
現金	7,500円	その他有価証券	10,000円
有価証券売却損	2,500円		

【金利スワップの時価評価】

ヘッジ対象であるその他有価証券が消滅し、ヘッジ会計が終了したため、繰り延べられていたヘッジ手段（金利スワップ）の繰延ヘッジ損益 1,000円は、その後のヘッジ手段の損益「1,500円 (=時価 2,500円 - 繰延ヘッジ損益 1,000円)」とあわせ、当期の損益として計上します。

(借方)		(貸方)	
金利スワップ	2,500円	スワップ評価損益	2,500円

以上